

時事新報

第千六百七十二號
明治二十年八月廿七日 (甲子) 土曜日
舊丁亥七月九日
日 出 午 前 五 時 三 十 分
月 入 午 後 六 時 三 十 分
日 入 午 後 一 時 三 十 分
日 出 午 前 五 時 三 十 分
日 入 午 後 六 時 三 十 分
日 入 午 後 一 時 三 十 分
(西曆一千八百八十七年)

社告

時事新報各地支店所の中に、問々前金相切れ候より新報發送方一時差止候向も有之候間、自然賣捌所の手を経て御購讀相成候御方の御迷惑に相成候事も可有之候得共本社取引上の都合にて他に致方も無之候間、不慮前件御了察の上斯る場合には最寄りの賣捌所又は本社へ直接に御注文被成下候様仕度此段爲念購讀諸君へ申上置候也

時事新報

支那の新興銀行は日支の貿易に關係あり支那帝國近來出來事にして突然人目と驚かしらるるも、これは同政府が米國人と約を結ぶ莫大の資本と仰して一大銀行を設立せんとするの計畫は是れなり其報道の不意意外に出でたるが故に最初の頃は浮説百出殆んど眞偽を辨する能はずして支那の事情に明なりと稱する西洋人すら猶其疑ふものあるの有様なり今日に及んば漸く其事の真相も世人の知る所と爲り資本の金額、初めには一億兩との説なりしが實際は先づ一千萬兩と限り其内四分の三を株と爲して米國人と支那人がこれを所有し殘る二百五十萬は支那政府の受持にて爾かもこの金員は米國の豪商ウアンペルト氏が低利にて貸附くべきものなりと云ふ銀行は役員も米人と支那人と平等相半するの約にて表面は李鴻章が總理に任じ當る筈されども其資本主たるウアンペルト氏より人々を派して實際に監督の勞を執るは是れは出金者の身に於て大切の簡條ある可き此報道の初めに現はるゝや人皆謂へらく米國人が如何にして支那政府を手に入れたる其事の發表まで斯る秘密を藏ひ得しかと殆んど想像に苦むしに最近の報によれば此計畫は前駐英大使曾紀澤が倫敦に在るの頃既に米國人と内約を結んで米國資本家の代理者たるトキウウキッ伯(波蘭人)は今度これ爲め能く支那に來り李鴻章に會合して彌々其議を決し約定書交換のためトキウウキッ伯は支那政府に委員なる周道臺馬建忠の兩氏と與に我横濱を経て既に米國に出發したるものなりと云へば此銀行の設立の當時清廷が勢威並びなき李、曾の兩氏心を協せて成りたるの結果に相違なかる可し而して此銀行が如何なる業務を執るやを聞くに支那帝國の陸軍海軍鐵道電信疎水運河造幣造船より國庫若くは各省の出納を司るものなりといふ果して事實とせば此計畫の成敗與に支那將來の運命が重大の關係を有するに必然なるべきあり

義を輸入して事の序に財政稅法の改革をも行はんとするは取締の散漫なる商店へ一朝俄々簿記會計の嚴法を宛行ふと一般の狼狽混雜の餘りに却て本業を妨害して銀行の事務行はれ難きに至るよと當然あるべしと此等の諸説自ら條理を存して容易に打消すべきにあらざれば其事の成ると成らざるは當局の支那人その責に任ずるもけかりとして諸局外ある日本人より見るときに此銀行は豫期の通り能く其目的を貫徹して同時に日本人が其便益の下に立たんとを祈らざるを得ざるあり從來支那國に銀行なきにあらざる一種の組織存在して西洋銀行と一般の業務を執行したるに相違なけれ共唯國立公準を經たるの銀行あり銘々思ひの私立營業なるが故に資本の額も甚だ豊かからず多き數萬兩を出でず少なきはまた數千兩資金なき共銀行の數は非常に多く通常の市府尙や一二百を下らず中に又五六百を以て數ふるも有りて私紙幣と發行し又爲換を取組む等諸般の方法もある由なれば此れはたゞ支那内地の商人が獨りするの便利と被るに止まりて外國の商人は殆んど其恩恵に浴せざる能はず開港場に於て到る處西洋商人の設置したる銀行會社あるを以て例へば支那貿易に従事する日本商人は如きもこれに爲替の取引と依頼して便利の點は西洋の開港場と正に同一の趣なりといふと雖も一歩内地に踏入る時は支那私立の銀行は毫も外國人の用辨を爲さざるのみならず又内外銀行の間には何等の取引約定さへあるにあらざれば其不利の大なる推して知るべし故にその中間に立て内外連絡の氣脈を通ずべき銀行の設立あらんとは支那貿易に従事する一般商人の希望にして幸ひ今回の銀行は支那内地に廣く其取引を爲すの特許自由あるものなれば外國銀行とコレスボンダンスを締約して前記諸商人の希望を満足せしむるの計畫あらんこと我輩之と信じて疑はざるなり又次に我輩は新銀行に望む所は支那幣制の改革あつての現行の兩銀あるものは純然たる銀塊にして其受取に不便あるとは言ふまでもなく加ふるに國造偽物混同して日常内地支那商人の取引にさへ尙ほ地銀に鑑賞して一々檢定するの次第なれば外國商人は信用も極て薄くろの價格の高低一からざるは貿易者の苦心閉口する所なり若し新設の銀行に於て能く造幣の事業を引受け漸次支那帝國の貨幣制度を改良するとあらんには一衣帶水を隔て、商賈取引の少からざる我日本商人の利益亦此上なかるべし此の如く支那内外銀行の連絡通じ又其濶雜なる貨幣の制度をも改先て更に之を助くるに鐵道電信の利便を以てしよば支那内地の貿易は從前に較べて非常の進歩あるべきと當然の勢にして日本の商人も其時は西洋人に後をとりずして支那の中原に商利と逐ふの覺悟あると大切ある可し我輩は獨り支那帝國人民の爲めに新立銀行の好結果を希望するのみならず日本國民支那貿易は前途を計畫して信に其成功を祈るものなり

官報

○海軍省訓令第八十一號 海軍一般少尉候補生ヲ實地練習ノ爲メ乘艦セシムルトキハ其體ノ役務ニ關セズ總テ乘艦留艦相當ノ手當金ヲ支給シ又外國航海ニ際スルモ遠洋航海手當金ヲ支給セズ
明治二十年八月廿六日 海軍次官子爵樺山資紀
○逓信省告示第五十號
上野國北甘樂郡富岡町へ三等電信局ヲ置キ富岡電信局ト稱シ來九月一日ヨリ事務取扱ハシム
明治二十年八月廿六日 逓信大臣子爵榎本武揚
○東京府令第四十八號
本年府令第二十七號所得稅調查委員選舉及委員會細則附則左ノ通り改正ス
明治廿年八月廿六日 東京府知事男爵高崎五六
附則
本年ニ限り第三條町村選舉人ハ九月十日以内ニ調査委員及補員ハ同二十日以内ニ之ヲ選舉シ第十條ノ調査委員會ハ十月之内ヲ開ク
○東京府令第四十九號
自明治十九年度至明治二十年年度區部共有金支出追加豫算當委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通り決定ス
明治廿年八月廿六日 東京府知事男爵高崎五六
自明治十九年度 區部共有金支出追加豫算
至明治二十年年度 區部共有金支出追加豫算
一金二千九百三十四圓四錢一厘 洲崎海面新築築造費
內 庫
金二千九百三十四圓四錢一厘 二十年年度支出額
○警視廳告示第二十號
消防本署幸橋派出所へ明治二十七日ヨリ蒸氣唧筒ヲ備へ司令官及ハ機關士附屬ヲ當直セシム
明治二十年八月廿六日 警視廳總監子爵三嶋通庸代理
(以上本年八月二十六日官報)

○日本銀行總會 去十九日午後一時より日本銀行第十回の定式總會を開き、大藏次官も之に臨席し午後二時頃より會議を始め吉原總裁が會長の席に就き上半季間業務の報告を爲したる概略は本年三月十四日大藏大臣の允許を得て新に五萬株此金額一千萬圓と増加し總計十萬株此金額二千萬圓と爲したり尤も増加新株に對する實際に拂込金の舊株同様半額とし、殘半額は未拂とし第一回拂込は去六月卅日迄悉皆受領せしめて以て當季の現在拂込金高の新舊を合して七百五十萬圓なり又次々營業の報告を爲したる概略を聞くに本季間の利益金高は本支店を合して總計金九十九萬七千二百九十八圓八十錢零一厘にして損失高は總計金四十四萬六千七百五十六圓四十二錢四厘彼は差引して利益金は總計金五十四萬零五百四十二圓卅七錢七厘、外に前季繰越金五萬四千四百五十五圓六十五錢を合し内一萬圓を所有物消却に充て差引純益金五十三萬四千九百九十八圓二錢七厘あり此内より金十五萬圓を總務券に對し年六分定例配當とし三萬八千五百圓を積立金とし三萬八千四百九十九圓八十錢と役員賞與金并に交際費とし十二萬五千圓を總務券に對し年五分の再配當と爲し都合一株に付金五圓五十錢即ち年一割一步の配當をせしたり又其積留中より金五萬圓を半季積立金とし七萬七千圓を兌換券製造費消却とし五萬五千九百八圓廿二錢五厘を後半季に繰込むと決定し次に理事三名并監事二名は職務期に付其後任及理事候補者三名を株主の投票を以て選舉せしめたるに理事は三野村利助、川上庄七郎、

與倉守人のれも多數に三郎、鴻池、大藏醫院、醫利を目的とする所ある石は醫學者より近頃を乞ふ者日土地の醫者比較をせば同院にて用るもの等台由あるが是れ其うち外所に溜て消し尙ほ夏向水を以て洗より此度更放流すると
○日本人の途次必ず其訪ふて氏の觀音が諸のなるが今又くスグイン妖雲天を蔽を窺ひ其攻機會も寡兒洲の局面も有様とある力を東洋に是迄として
れとも今日は段段漫に流せ可き歐洲洋諸國に命懸け怒濤大波あはるとあらはれ機に會ふもを爲す事同様に莫大の歐洲諸國如何へをなす又米國の道徳、宗教信者、實際に立入るものにて例を知らるゝ、離婚の訴訟、某官の、見之れ日として私法の任を言行に相反する本の教育の